

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	所在地	登記地目	構造	数量	都市計画上の制限等	売却価格
1102	高松市新田町 字東原甲126番7	宅地	—	324.76㎡	非線引都市計画区域 (一種中高層)	¥7,490,000—
1103	高松市西山崎町 字川向上405番1外1筆	宅地	—	564.53㎡	非線引都市計画区域 (用途白地)	¥7,110,000—
1105	丸亀市塩屋町 二丁目206番4	宅地	—	182.43㎡	非線引都市計画区域 (一種住居)	¥2,780,000—
1106	丸亀市塩屋町 四丁目338番9	宅地	—	166.64㎡	非線引都市計画区域 (一種住居)	¥2,560,000—
1108	坂出市府中町 字西福寺5962番4	宅地	—	199.64㎡	非線引都市計画区域 (用途白地)	¥2,900,000—

(注1)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

なお、契約の締結は、契約書の定める約定報酬額に対する予算の措置がなされた日以降に行うものとする。

6 申込方法

下記により申込書等を持参又は郵送により提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） 1部

(2) 申込書等の提出先

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
所在地：香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館6階
電話番号：087-811-7780

(3) 申込みに当たつての留意事項

- ① 受付期間
令和7年4月1日（火）から令和7年5月23日（金）まで。
- ② 持参による提出
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、8時30分から12時、13時から17時15分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。
- ③ 郵送による提出
郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。
ただし、受付最終日の令和7年5月23日（金）17時15分までに必着とする。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
所在地：香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館6階
電話番号：087-811-7780

以上公告する。

令和7年2月17日

支出負担行為担当官 四国財務局総務部長 林 信裕